

教育民生常任委員会会議録

令和2年12月7日

宮古市議会

令和2年12月定例会議 教育民生常任委員会会議録目次

(12月7日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	3
開 会	4
付託事件審査(1)	4
付託事件審査(2)	5
付託事件審査(3)	8
付託事件審査(4)	13
付託事件審査(5)	13
閉 会	14

宮古市議会教育民生常任委員会会議録

日 時
場 所

令和2年12月7日(月曜日) 午前11時12分
議事堂 議場

事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第15号 財産の処分に関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- (2) 議案第17号 宮古市と岩手県との間の宮古市災害弔慰金等審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る宮古市災害弔慰金等審査会の運営に関する事務の委託を廃止することの協議に関し議決を求めることについて
- (3) 議案第14号 宮古市子ども条例
- (4) 議案第12号 平成28年台風第10号豪雨災害の被災者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第13号 令和元年台風第19号により被災した者に対するへき地保育所、児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例

出席委員（7名）

熊 坂 伸 子 委 員 長	坂 本 悦 夫 副 委 員 長
白 石 雅 一 委 員	畠 山 茂 委 員
橋 本 久 夫 委 員	長 門 孝 則 委 員
加 藤 俊 郎 委 員	

欠席委員（0名）

なし

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

(1)

教育部長	菊 地 俊 二 君	教育委員会 生涯学習課長	田 中 富 士 春 君
生涯学習課 体育振興係長	小 林 康 弘 君		

(2)

保健福祉部長	伊 藤 貢 君	福祉課長	田 代 明 博 君
福祉課 地域福祉係長	中 村 寛 亮 君		

(3)

保健福祉部長	伊 藤 貢 君	こども課長	岡 崎 薫 君
こども課 保育係長	中 西 秀 彦 君	こども課 子育て支援係長	若 江 奈 津 子 君

(4)

保健福祉部長	伊 藤 貢 君	こども課長	岡 崎 薫 君
こども課 保育係長	中 西 秀 彦 君	こども課 子育て支援係長	若 江 奈 津 子 君

(5)

保健福祉部長	伊 藤 貢 君	こども課長	岡 崎 薫 君
こども課 保育係長	中 西 秀 彦 君	こども課 子育て支援係長	若 江 奈 津 子 君

○

議会事務局出席者

局 長 下島野 悟 主 査 前 川 克 寿
議会庶務事務員 野 崎 史穂子

開 会

午前11時12分 開会

○委員長（熊坂伸子君） それでは、ただいままでの出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより教育民生常任委員会を開会いたします。本日の案件は付託事件審査5件説明事項5件となりますので、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。なお各議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでございますので省略をいたします。それではただいまより、本委員会に付託された議案の審査を行います。

○

付託事件審査（1） 財産の処分に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

○委員長（熊坂伸子君） まず議案第15号、財産の処分に関する議決の変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。質疑のある方は挙手願います。

はい、長門委員。

○14番（長門孝則君） 質問というより意見になると思いますけど、今度の契約の変更で672円変更があったと、そういうことで、常識的に考えれば変更の金額が少額で、もう市長の決裁で済むんでないかと、そういうふうにも考えられるんですが。そういう何ていうか、考え方はなかったのかどうか、その辺をまずお聞きしたいです。

○委員長（熊坂伸子君） 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） はい。お答えいたします。ご指摘のとおり面積も非常に少なく少額でございましたので、議員お話しの通りの処理も出来ないかということは庁内で検討しましたが、やはり一度議決をとってお認めいただいた部分の変更になりますので、こちらについては議会のほうにお示しして議決をとるべきだろうということになりまして、今回提案させていただきました。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） というのはですね、例えば工事の変更契約であれば、1,000万以下は市長の専決事項になってるんですよね。だからその辺考えれば、大体契約内容というのは、工事の場合とほとんど変わってないんで、その辺を内部で検討してみてもいいんでないかなと、そういう思いでお聞きしたんです。

というのは今言ったように、これは自治法によって軽易なものについては、議会の指定があれば市長の専決処分になるんですよね。だから金額も1,000円以下と非常に少額なんで、こういったものをそのたびに議案として議会に提案するということはどうなのかなと。やっぱり、その辺は事務改善を図るべきでないかなと。そういう思いでお聞きしましたんでね。度々こういうのが出るようであれば、やっぱり内部で検討して工事契約の事項に準じるという形で、例えば金額100万円以下は市長決裁で済むようにするとか、そういうことを検討してほしい。そういうことでお聞きしました。よろしく願います。何かコメントありましたら。

○委員長（熊坂伸子君） 菊地教育部長。

○教育部長（菊地俊二君） はい。専決処分の規定でございますので、当局のほうから議会の専決をお認めいただけるというのを、なかなか提案出来ないところもございますので、その辺については、今回、間違いがなければこういう議案の提案はなかったわけでございますけども、我々といたしましてはこういう間違いのないように、事務のほうをしっかりと取り進めてまいりたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番(長門孝則君) そういうことで議会のほうとも協議してもらえればいいんじゃないかなと思いますんで、よろしくをお願いします。

それからもう1点、この変更を理由に岩手県が測量した際に重複して誤差が出たと、そういうことになってますけども、市のほうでの測量はしなかったということですか。

○委員長(熊坂伸子君) 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長(田中富士春君) はい。この処分に関しましては、県のほうで測量をいたしまして登記手続をするということで進めております。県のほうの測量の結果をこちらのほうに提示いただいて、それに基づいて契約を進めているという形になります。

○委員長(熊坂伸子君) 長門委員。

○14番(長門孝則君) 通常であればね、やっぱり売るほうで測量して売ると、買う方よりも。それが常識でないかなと思ってますけども、県の測量を信用して売却すると、そういうことですが。その辺もやっぱり吟味する必要があるんじゃないかなと、そういう思いでお聞きしましたんで、よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○委員長(熊坂伸子君) それでは橋本委員。

○9番(橋本久夫君) はい。私の質問も今の長門委員が2回目に質問したものなんですけども、いずれ岩手県が測量して誤差があったっていうことを、これ2回やって誤差が出たって意味なんですか。その誤差をどこで判断したのかということなんです。

○委員長(熊坂伸子君) 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長(田中富士春君) これは参考資料にもございますけども、二つの工事をやってございます。2級河川の津軽石川三陸高潮対策っていうのと、あと赤前地先の海岸河川等災害復旧事業っていうの、二つの工事をやってございまして、それぞれ測量を県のほうでいたしましたところに、この接合する部分に重複が生じてしましまして、そこの部分は登記手続の過程で県のほうで気がついてですね、それで修正という協議があったものでございます。

○委員長(熊坂伸子君) 橋本委員。

○9番(橋本久夫君) 了解しました。以上です。

○委員長(熊坂伸子君) はい、ほかに質疑はございませんか。はい、なければこれで質疑を終わります。

これより議案第15号に対する討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(熊坂伸子君) はい、討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第15号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(熊坂伸子君) 異議なしと認めます。よって議案第15号は原案可決すべきものと決定いたしました。

説明員の入替えを行いますので、少々お待ちください。ご苦労さまです。

○

付託事件審査(2) 宮古市と岩手県との間の宮古市災害弔慰金等審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る宮古市災害弔慰金等審査会の運営に関する事務の委託を廃止することの協議に関し議決を求めることについて

○委員長（熊坂伸子君） 次に、議案第17号、宮古市と岩手県との間の宮古市災害弔慰金等審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る宮古市災害弔慰金等審査会の運営に関する事務の委託を廃止することの協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

質疑のある方は挙手を願います。

白石委員。

○1番（白石雅一君） すいません。簡単な質問で申し訳ないんですが、まずこの協議に関し議決を求めることということなんですが、この令和3年3月31日限りで廃止するというのは、もともと予定されていたことではないということなんでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 田代福祉課長。

○福祉課長（田代明博君） はい。お答えいたします。

まずその期間については、特にその県との間では終期を決めておいたものではございません。一定程度の年数がたったこと、あとは実際に審査する件数というのがほぼなくなってきていること、それらを総合的に県のほうで勘案して、今回県のほうから提案があったものでございます。

○委員長（熊坂伸子君） はい、白石委員。

○1番（白石雅一君） はい。県からの提案があったということなんですが、他の市町村は災害弔慰金の審査等については、どのような取扱いに今なってるんでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 田代福祉課長。

○福祉課長（田代明博君） 経緯でございますが、まず震災後、平成23年の9月の当時の定例会において、宮古市議会のご了承をいただいて県と契約をしました。これはほかの市町村もほぼ同様と考えてございます。今現在委託が残ってるのが、宮古市を含めて6件でございます。6市町村でございますが、一斉に今回終了するというような内容になってございます。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに。

坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 1点だけお伺いします。

審査事務は、岩手県に委託してたわけですけども、県の委託事務の管理に係る予算ですよ。これ多分残額が残ったりすると思うんですが、この残額がある場合はこれどうなるんですかね。宮古にやっぱり還付するの。

○委員長（熊坂伸子君） 田代福祉課長。

○福祉課長（田代明博君） まずこれ当然、審査会を設置、開くこと自体に経費かかっているわけでございますが、出来高というか、いわゆるその実際に1年間かかったケース、金額に対して、それぞれの市町村からお願いした件数を比例案分というか、基本実績で出てくるものでございますので、お金に関しては1年1年の清算というふうになってございます。

○13番（坂本悦夫君） 1年の精算なので、もう清算は出来ているとこういうことなんだね。

はいわかりました。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員よろしいですか。

それでは加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） はい、ありがとうございます。

宮古市では災害弔慰金、支給するかどうか、適用するかどうかについては、県に委託っていうことで進めて

いただきました。それで、近隣では山田町は自分のところで独自にやったってということだったろうなと思っています。それで今までの経過を見ると、県のほうに委託した宮古市と、独自に町で審査した山田町とでは、ちょっと温度差があったなっていう私は感想を持ってまして。どういう温度差かっていうと、山田町のほうがこの適用が多かったのではないかっていうような印象を持ってますが、その点についてはどのように今までの経過を考えてますか。

○委員長（熊坂伸子君） 田代福祉課長。

○福祉課長（田代明博君） ご指摘のとおり、いわゆる直営であったところと県に委託したところがございます。ちょっと直営でなさってる市町村さんの数字は持ち合わせてませんので、その答弁、比較はちょっと今日はお許しいただきたいのですが、県のほうには当然、私どもの宮古市の窓口でこういう案件があるということで申請があれば、特に私たちのほうでブロックかけることなく、県のほうに判断をお願いしているところでございます。そういう意味では、県にお願いしている市町村については、その中では同じ基準でやってきておるといふふうに私は認識してございます。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 確かにね、市だけで単独でこの弔慰金を支給するかどうかという審査をするということになれば、事務が多かったってというのは、それは私も理解するんですね。それで、独自の自分のところの事務としてやってきたところも、同じように多分事務量はあった中で、自分の市町村のところは自分のところで審査して、支給するかどうか決めたっていう、やったほうが被災者の実情がよくわかって、審査がより明確に出来たのではないのかなっていうような感想を持っています。その点について、今の課長の答弁で、比較のしようがないためよくわからないということなんだろうなっていうことで、はい、それでわかりました。

その次に、審査委員会が解散するっていうことは、弔慰金制度そのものがなくなるっていうふうになるんですか。平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波にかかる弔慰金、この制度はなくなるっていうふうに理解していいんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 田代福祉課長。

○福祉課長（田代明博君） こちらのちょっと、そもそもまず今回議題というか、その委託の名前がこういう名前になってございますが、内容的にはいわゆる東日本大震災のものでございますので、当時の名前で契約したものでございますが、今回廃止になるのはあくまでも県に対しての審査の委託でございますので、弔慰金自体は法律にいつまでという定めはございませんので、いわゆる東日本大震災に関しても、これからずっと続いていくように、制度的には続いてまいります。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） すると確認になりますけれども、今後は宮古市独自でもって審査していくっていうことになるんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 田代福祉課長。

○福祉課長（田代明博君） そのとおりでございます。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑はございませんか。なければこれで質疑を終わります。

これより議案第17号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第17号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案可決すべきものと決定いたしました。
説明員の入替えを行いますので、少々お待ちください。

○

付託事件審査（3） 宮古市子ども条例

- 委員長（熊坂伸子君） 次に、議案第14号宮古市子ども条例を議題といたします。

質疑に先立ちまして、保健福祉部長より発言の申出がございましたので、これを許可いたします。

伊藤保健福祉部長。

- 保健福祉部長（伊藤貢君） はい。委員長から発言の御許可をちょうだいいたしましたので、少々お時間をちょうだいいたしまして、今回ご審議いただきます子ども条例の一部の誤りについてご説明申し上げたいとございます。既に正誤表をお配りしておりますが、第18条第2項の表現につきまして、市は市民の妊娠出産及びその他の子育てにおけるとすべきところを、市は市民が妊娠出産及びその後の子育てにおけると記述してしまいました。おわびして訂正させていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

また、本条例を作成するに当たり議会、パブリックコメント及び市内の全ての中学校と高校からですね、ご意見をちょうだいして、その内容を反映させていただきました。その内容につきましては、岡崎こども課長から説明させていただきたいと思っております。

- 委員長（熊坂伸子君） 岡崎こども課長。

- こども課長（岡崎薫君） はい、10月5日の教育民生常任委員会において、宮古市子ども条例の骨子について意見を求めましたところ、ご回答いただきました。大変ありがとうございます。

宮古市議会からの意見とあわせまして、子ども子育て会議から2件、中学校から24件、高等学校から23件、合計69件の意見をいただきまして、そのうち七つの意見につきましては、直接条文中に反映させております。それではまず、宮古市議会からいただきました10件と、そのほか条文に反映させました高校生の意見2件、これにつきまして我々の考え方と、条文への反映等についてご説明したいと思います。条文順に行きます。

前文につきまして議会から意見をいただきました。議会からの意見といたしまして、前文あるいは条文のどこかで子どもの権利について明示すべきである。例えば、児童の権利条約または改正児童福祉法に基づき、子どもには権利があることを示してはどうかという意見をいただきました。条文の原案においては、日本国憲法や児童の権利に関する条約、そして児童福祉法の理念に基づきながらとしておりました。これにつきましてはさらに、子どもの権利を尊重しながらという文言を加え、子どもの権利を意識させる前文となるよう考慮いたしました。この結果が前文の途中でございますけれども、私たちは日本国憲法や児童の権利に関する条約そして児童福祉法の理念に基づき、子どもの権利を尊重しながら、市民憲章に定める云々としております。

続きまして第4条の部分でございます。議会からのご意見として、予算の範囲内においてという言い方は消極的な印象を受ける、より積極的な姿勢を示すために以下の表現とすべきと考える。子どもの支援に関する施策を実施するため必要な財源を確保する、という意見をいただきました。確かに予算に限りがあるということからこのような表現としましたが、今後も子ども子育て支援は市の重要施策であることに変わりはありません。市の姿勢を示すことが必要であることから、適正な表現といたしました。これを反映いたしまして、第4条の第2項として、市は子ども及び子育て家庭の家庭への支援に関する施策を実施するために、必要な財政上

の措置を講ずるものとする、というような表現に改めました。

同じ第4条ですけども、高校生からのご意見がございましたので、これを条文に反映しております。意見といたしましては、子どもの教育において学校が重要な役割を担っていると思う、しかし今は教師への負担が大き過ぎると思うから、子どもの支援をする上で学校への支援も必要だと思う、という意見をいただきました。市の役割として、学校への支援も当然必要であると認識しております。条文への表現について考慮しますということで、第4条に第3項を設けまして、市は保護者等及び学校等がそれぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行うものとするという条項を加えました。

次に第6条です。議会からは、市民等が子育てに協力する方法は、市の施策や取り組みに参加協力をするだけではない、子どもが安全安心に暮らせるよう、地域社会の人々が声掛けや見守りに努めることを責務として記載するべきと考えるという意見をいただきました。地域社会が子どもの成長を見守ることは、地域に暮らす一員として認められているという体験にもつながり、大切なことと考えます。地域での見守りについて表現するよう考慮しますということで、第6条の中で子どもが安全で安心に健やかに育つことができる環境づくりに努めるという形で、そこを表現させていただきました。

次に、第7条です。議会からの意見として、子どもが自らの権利の主体として自覚し、そのように踏まえるようになるため、子どもの権利についての教育を推進することを責務とすべきである。子どもが自らの権利等について知ることは、自分とともに他人を尊重する上で大切なことと考えます。子どもの権利以外であっても、子どもの権利を知ること必要であることから、第23条であります広報啓発の中で表現するよう考慮いたしました。ですので、第7条ではなくて27条のほうに、その表現を含めて書いており…

○委員長（熊坂伸子君） 23条です。

○こども課長（岡崎薫君） 失礼しました、23条ですね。はい。市等は全ての市民が子どもの権利並びに子ども及び子育て家庭への支援に関する理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする、とさせていただきます。

続きまして第8条です。議会からのご提言として、ここで想定されている事業者は、子育て中の親を雇用するものという前提で書かれているが、本条例の対象となる子どもが事業者に雇用される場合もあると考える。労働者の権利は、労働基準法などの労働関係諸法に詳しく書かれているが、本条例で規定する子どもが労働者として働く場合について改めて本条例で書くべきことはないか整理してほしい、という意見をいただきました。これにつきまして、やはり雇用される側である子どもについては、年少者の雇用として労働基準法や最低賃金法はじめ労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等により守られておりますが、雇用される子どもを守るという視点は大切であると考えます。以上のことから、雇用される側の子どもについての項を追加いたしました。第8条第2項として、事業者は子どもを雇用するときは、関係法令を遵守するとともに地域社会の一員としての育成に努めるものとする、ここを追加させていただきました。

続きまして第11条です。議会からの意見として、相談体制を総合的と表現しているが、相談機関には公正で中立的な視点が必要と思われることから、第三者によるとか中立的なといった表現も加えるべきと考えるという意見をいただきました。これにつきましては、総合的な相談体制とは、相談を全て1ヶ所で行う総合窓口ではなくて、様々な相談機関が連携協力しながら、被相談者を支え、寄り添う体制のことを指します。相談は、仲裁とか判定をするものではないということから、第三者が中立で中立的な立場で物事のよしあしを決めるものではないと考えます。相談機関は必然的に第三者でありますし、被相談者である子どもとか子育て家庭に、

まず寄り添った立場で相談を受けるというのが大切ではないかと考えますので、原案どおりの表現とさせていただきます。よって第三者とか中立的なという表現は、今回は使わないような形になっております。

続きまして第15条です。こちらには高校生から意見をいただきました。不登校及びひきこもりに関する問題解決に取り組むとあるが、不登校やひきこもりを問題としてとらえるよりも、学校に行けなくなってしまった生徒が将来活躍するためのサポートがあったらいいと思った。学校に行くのが1番いいと思うが、無理に学校に行かせるものではなく、多様な形を認めていけたらいいと思うという意見でした。確かにこの指摘にありますように、問題という表現はやはりふさわしくないと考えましたので、適切な表現となるよう考慮いたしました。ということで条文のほうは、市は保護者等及び学校等と連携し、不登校の子ども及びひきこもりの子どもを支援するために必要な施策を講じるものとする、という表現に変えております。

第19条です。議会からの意見といたしまして、末尾を努めるで締めくくっているが、努めることはある意味当然なのでそこを抜いて、わかりやすく「伝えることとする」などの表現でよいと考えるという意見をいただきました。これは条例全体の中で、市が行うべきものは「するものとする」、市以外が行うべきものについては「努めるものとする」という表記で統一しておくことから、市以外の実施者を第99条は含んでおりますので、原案のとおり努めるものとする「努める」という表現にさせていただきます。

第23条です。議会からの提言で、子どもの権利についてもまだまだ周知が必要なことから、下線部、子どもの権利及び支援についてとしたほうがよいと考えるという意見をいただきました。子どもの権利を知らしめることは大切なことと考えられることから、文書を変更しております。第23条で、市等は全ての市民が子どもの権利に関する理解を深める、失礼しました、子どもの権利並びに子ども及び子育て家庭への支援に関する理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする、とさせていただきます。

このほか付帯意見として議会からいただいた意見がございます。理念条例が新たに制定されることで、これまでの既存の計画が本条例の理念を適切に反映しているかという視点が出てくる。当局においてはそうした観点から、既存の計画等の再点検や運営改善がなされるようしっかりと体制づくりを行ってほしい。これに対しましては、条例の制定に当たり、経営会議等において、条例の趣旨は伝えているところであり、条例制定後、さらに既存計画等の点検や改善を行っていくようにしたいと考えております。

議会の提言の最後の部分です。本条例の理念が子どもたち自身に行き渡るよう、条例に関するチラシや冊子の作成、配布、あるいは条例の用字用語への配慮といった、普及啓発のための措置を講じてほしい。これに対しましては、条例の条文については、ですます調とすることも検討いたしました。ただ、通常使われている文体のほうで誤解が少なく、意味をはっきり伝えられるという表記であること及び市の既存の例規とのバランスから、である調の条文で構成することといたしました。ただし、条例の広報とか啓発に当たりましては、文体や表現の読み替えをするなど、わかりやすく伝えられるよう考慮したいと考えております。パブリックコメント、あとは市議会からの意見、あと小学校、中学校、高等学校からの意見69件に関しましては、条例制定後、条例を作成するに当たっての意見ということで取りまとめてホームページなどで公表したいなというふうと考えております。以上、説明を終わります。

○委員長（熊坂伸子君） 補足説明が終わりました。

それでは質疑のある方は挙手を願います。

白石委員。

○1番（白石雅一君） ご説明ありがとうございます。

1点、今、最後の部分でいただいた意見等は、条例が制定された後にホームページでというお話だったんですが、今ご説明いただいた部分含めて、書面で事前にいただくことは出来ないのでしょうか。意見等。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊藤貢君） はい。これは本当に、うちの方でいただいた意見をこういうふうに反映しているという部分ですので、提出することは可能というふうに考えます。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか、ほかに。坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 議会からの提言で、何か抜けてるのはないですか。というのはね、例えば児童生徒が自殺なんかした場合には、自殺の原因を調査してほしいとか、いわゆる第三者委員会の件については、提言がなかったですっけか。

○委員長（熊坂伸子君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） いただいている提言は、附帯意見を含めて10件でありまして、第三者委員会の設置という意見をいただいております。

○13番（坂本悦夫君） 子ども条例の領域にはふさわしくないのでは、取りやめだったのかな。そうですか。わかりました。てっきり提言されているのかなと思ってたんです。なかったんだね。了解。なかったみたいです。はい。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

はい。畠山委員。

○4番（畠山茂君） 意見をお話ししたいと思います。今、説明をいただきまして、教育民生常任委員会とか、あるいは全協で集めた意見をおおむね反映していただいたというふうに思っています。

ただ、あの最初の議論の中であったのは、子育て支援を主眼とするのか、私の意見とすると子どもの権利を主眼にするかというところは、入り口が違ったんですが、今回は子育て支援をメインと、主眼とした条例ということで、それは今のお話の中で、ただ、その子どもの主権だったり、子どもの権利というのをかなり入れていただいたと思ってるんで、私も評価をしたいと思います。

お願いの部分はその条文で入れた部分の、この権利だったりその主権者の権利のところの周知とか教育ですね、あと条例23条の部分含めて、ぜひその部分を配慮して、これからも取り組んでいただければというお願いで終わります。

○こども課長（岡崎薫君） 子ども権利に関しては、現在子どもの権利を保障する法律、仮称子ども基本法というのが、実は制定を進める動きがあるということですので、仮に子ども基本法が出来た場合、どのような内容になるかなども注意しながら考えていきたいと思っています。

あと、この条例の広報・啓発につきましては、教育委員会なども協力いたしまして、例えば授業中に使ってもらうとかというのも考えたいなと思っております。現に現在の道徳の授業でも、子どもの権利の事業があるということですので、そこに使えるような形のチラシなり、リーフレットなりできればいいなというふうに考えてございます。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。

はい。それでは加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） おおむね常任委員会の指摘を採用していただいてありがとうございました。しかも条例の目的で、4つの理念についてはしっかりうたっていただいたというふうに見ております。

それですね、最初に当局で提案しようとした骨子案の中で、第5章があったんですが、第5章が抜けましたよね。本条例の実体的規定を前提とした技術的事項として、委任事項について規定しますっていうふうなことで、第5章、第24条で補足を挙げていたんですが、今般のこの提案ではそこが抜けたっていうことなんですが、それはどうしてこうなったんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） はい。それにつきましては、市の法制当局とよく相談しまして、理念条例であるから委任事項は要らないんじゃないかということが話されまして、検討した結果今回は削除させていただくことにいたしました。

○委員長（熊坂伸子君） はい、加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 多分、私の記憶違いでなかったら、この常任委員会では理念実現のための実施計画の策定についてもうたうべきではないのかっていうような指摘もあったのではなかったのかなと記憶していますが、その点についてはどのようにお考えになってますか。

○委員長（熊坂伸子君） はい、岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） 前回もお話ししたと思うんですけども、理念条例ということで、この条例そのもので実施計画というのは作らないですよというお話はした記憶があります。

ただ、子ども子育てに関しましては、子ども子育て基本計画とかがございまして、そのほうで実施計画とか数値目標を定めておりますので、そういったそれぞれの計画に委ねるといった形にしたいなというふうにございます。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 別途の計画があって、その中でしっかりこの条例の趣旨等々について反映していること

そうすると、議会とすればこの理念条例がしっかりと市の施策として実現しているかどうかということについては、予算でもって見てもらいたいということなんです。基本的なことは決まっているから、計画として決まっているから、実際にこれが理念条例がしっかりと、それが担保した形で市政が運営しているかどうかということは、予算の中で見ろっていうふうなお考えなんでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） 例えば、こども課の予算の中でこの理念を反映しているかどうかというのをはかるのは難しいと思います。これは市の理念条例ということで、市のそれぞれの施策に関して、子どもを大事にする視点で考えていこうねという理念になりますので、こども課だけではなくて、それぞれの課が考えて、自分のところの事業はこの理念に基づいてこういうことをやるんだという形の結果としての予算の反映となってくると思いますので、予算を見てこれがどう反映されているかというのを、一目で分かるようになるかといえば、ちょっとそこは難しいのかなという気がしております。

ただ、全体としてやはり市の考え方として、これが基本になって子どもに関する施策を進めていくんだという姿勢には変わりがないと思います。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。はい、なければこれで質疑を終わります。

これより議案第14号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第14号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案可決すべきものと決定いたしました。それでは昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

○

付託事件審査（４） 平成28年台風第10号豪雨災害の被災者に対する僻地保育所児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） はい、それでは会議を再開いたします。

次に、議案第12号、平成28年台風第10号豪雨災害の被災者に対する僻地保育所児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。

はい。畠山委員。

○4番（畠山茂君） それではお聞きします。

条例の第2条では令和3年3月分までということで、取りあえずは3月までになってるんですけど、先の話だと、まだまだ続くような説明だったんですが、これは3月で廃止ということではないですよ。確認したいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 岡崎こども課長。

○こども課長（岡崎薫君） はい。先の説明では12月まで非課税のほうは延ばすということでしたが、この条例で3月までとしておりますのは、非課税要件等が国、県からまだきちんとしたのが示されていない状態ですので、3月まで継続という形にさせていただきまして、条件等が整い次第、それ以降12月までの非課税要件ということでもう一度条例改正をしたいなというふうに考えております。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。ありませんか。なければこれで質疑を終わります。

これより議案第12号に対する討論を行います討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第12号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案可決すべきものと決定いたしました。

○

付託事件審査（５） 令和元年台風第19号により被災した者に対する僻地保育所児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） 次に議案第13号、令和元年台風第19号により被災した者に対する僻地保育所児童館及び学童の家の使用料の免除に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。質疑がなければこれで質疑を終わります。

これより議案第13号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論はないようですので直ちにお諮りいたします。議案第13号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。よって議案第13号は原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。お諮りいたします。12月18日の本会議における議案第12号から第15号及び議案第17号の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終わります。

午後1時19分 閉会

○

宮古市議会議長 熊坂伸子